

財務省第5入札等監視委員会

令和3事務年度 第1回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所		令和3年9月22日～令和3年10月22日（書類回覧による開催）	
委員		委員長 村山周平 （村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子 （東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲 （早稲田大学・教授）	
審議対象期間		令和3年4月1日（木）～令和3年6月30日（水）	
抽出事案		4件	(備考)
1	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：スマホ決済アプリによる入国旅客等の携帯品等に係る関税等の納付受託業務の委託 契約相手方：株式会社DGフィナンシャルテクノロジー (法人番号4010401049813) 契約金額：12,512,500円 @2.95円 契約締結日：令和3年6月14日 担当部局：東京税関
2	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：インターネット上のクレジットカードによる入国旅客等の携帯品等に係る関税等の納付受託業務の委託 契約相手方：株式会社エフレジ (法人番号5130001024030) 契約金額：363,000円 契約締結日：令和3年6月18日 担当部局：東京税関
3	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：A I-X線画像識別機器に係る調達 契約相手方：日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額：320,100,000円 契約締結日：令和3年6月29日 担当部局：横浜税関
4	競争入札(物品役務等)	1件	契約件名：高速液体クロマトグラフ／タンデム質量分析計の保守契約 契約相手方：西川計測株式会社 (法人番号1010401021428) 契約金額：3,696,000円 契約締結日：令和3年5月24日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等		別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名：スマホ決済アプリによる入国旅客等の携帯品等に係る関税等の納付受託業務の委託</p> <p>契約相手方：株式会社D G フィナンシャルテクノロジー (法人番号4010401049813)</p> <p>契約金額：12,512,500円 @2.95円</p> <p>契約締結日：令和3年6月14日</p> <p>担当部局：東京税關</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本邦に入国する旅客乗組員等から徴収を行う場合の納税について、キャッシュレス納付に対応できるよう、スマホ決済アプリによる関税等の納付受託業務を委託するものです。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>関税及び国税の納付の手続きについては、関税法第9条の4及び国税通則法第34条において現金で納付することを定めており、本調達の仕様書にもその旨を明記していますが、現金納付に対応できないとの理由で入札に参加しなかった業者が複数あつたことから、納付の手続き方法が入札参加の妨げになつた可能性が考えられます。</p> <p>また、本件は入札参加資格として、財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」、「C」及び「D」等級で入札公告を行つたが、応札がなかつたため、入札参加資格を全等級に拡大した上で再度公告を行つており、本入札に参加可能な事業者が僅少であることが予想されます。</p>
<p>高落札率となった要因について</p>	<p>予定価格については、3者から参考見積りを徴したうえで、その3者の見積金額を比較検討し、安価な価格を参考に積算を行いました。高落札率となつたのは、安価であった見積者が本件の落札者となつたことが要因と考えられます。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>予定価格の積算にあたり参考見積をとつた3者は、いずれも現金納付を前提としていたのでしょうか。</p> <p>落札者以外の2者は応札もしなかつた理由は何</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>現金納付を前提として見積をしています。本件業務は定型化した既存サービスではなく、現金を取り使わなければならないという点に特殊性があり、現金納付に対応する者を手当てしにくいくこと等を理</p>

意見・質問	回答
<p>なのでしょうか。</p> <p>現金納付が技術的にネックになることは、事前には予想できなかつたのでしょうか。</p>	<p>由に、入札に至らなかつたというのが実態となります。</p>
<p>運用としては、納税者がスマホアプリで2次元コードを読み取り、金額を入力した段階で、決済情報が納付受託者に送信され、納付受託業者が受託完了通知を行つた段階で、決済完了を確認した税関が輸入許可を出す仕組みとのこと。</p> <p>輸入許可を出す段階では、日本銀行に税金が納付されていませんが、仮に、日本銀行に納付前に受託業者が倒産した場合はどうなりますか。</p>	<p>現金納付業務がボトルネックになることは予想できましたが、現金による納付を行うことを前提とした制度的な制約と、その例外として認める輸出入等関連情報処理組織（以下「NACCS」という。）を用いた特例払いを取り入れるための技術的制約とを排除するための環境が入札前に整わなかつたものです。</p>
<p>納付受託者が日本銀行への納付を行うことができない場合、及びスマホ決済アプリ事業者が納付受託者に送金できない場合に備え、納付保証手段を講じることが義務づけられていますが、具体的にはどのような手段ですか。また、不足があった場合はどうなりますか。</p>	<p>その場合、納付受託者の提出した納付保証手段により納付の履行を求めます。</p> <p>また納付受託者に対して、納付保証通知、納付催告及び滞納処分を行います。</p> <p>納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合は、納税者に対して滞納処分を行い徴収することとなります。（関税法第9条の7・国税通則法第34条の5）</p>
<p>スマホ決済アプリ事業者が納付受託者に送金できない場合でも、納付受託者が納付を行うことができれば、税關としては問題がないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>納付受託者が日本銀行への納付を行うことができない場合は、銀行が保証人となりその納付を代わって保証する第三者保証を求めております。</p> <p>スマホ決済アプリ事業者が納付受託者に送金できない場合は、納付受託者が納付をすることを求めております。</p> <p>それらで不足する場合は、納付受託者に対して、納付保証通知、納付催告及び滞納処分を行い、納付受託者に対して滞納処分をします。</p> <p>それでもなお、徴収すべき残余がある場合は、納税者に対して滞納処分を行い徴収することとなります。（関税法第9条の7・国税通則法第34条の5）</p>
<p>納付受託者は、受託日の翌日から起算して11日取引日までに現金で日銀に納付しなければならないとされていますが、この段階までには、納税託者はスマホ決済アプリ事業者から納付受託者に対する送金は終了しているという理解でしょうか。</p> <p>それとも、その点は納付受託者とスマホアプリ</p>	<p>税關としては、納付受託者が納付を行えれば問題ございません。</p>
	<p>納付受託者に対して納付委託を受けた税金の納付期日を定めているものであり、納付受託者とスマホ決済アプリ事業者との送金は、両者間の関係と考えております。</p> <p>なお、納付受託者は受託日の翌日から起算して11日取引日を経過した最初の取引日までに日本銀行へ</p>

意見・質問	回答
<p>決済事業者との関係なので、税関は特に把握していないということでしょうか。</p>	<p>納付することとされています。</p>
<p>納付受託者としての指定を受けていることは入札の要件ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>納付受託者の指定については、入札公告の証明書を満たし、かつ落札した者を後日指定することとなります。</p>
<p>納付受託者としての指定が受けられなかった場合は、仮にその者が入札したとしても、その入札は無効になるのでしょうか。 それとも、落札者となれないということでしょうか。</p>	<p>入札参加にあたっては、仕様書の要件を満たす旨の機能等証明書の提出を求めています。つまり、指定の要件を満たしていない場合は機能等証明書の提出ができないこととなります。 よって、納付受託者になる要件を欠く者は、そもそも入札に参加できないこととなり、落札者が納付受託者の指定を受けられないという不都合は発生しません。</p>
<p>納付受託者としての指定は、いつまでに結論が出るのでしょうか。</p>	<p>納付受託者としての指定については、入札書の受領期限までに判断することとなります。</p>
<p>今回は、関税法9条の4、国税通則法34条における現金納付が支障となったとのことですが、法規制の改正の見込みがない中で、運用も含めて今目的的な観点から見直しは必要と考えていますか。</p>	<p>法律上、関税法第9条の4ただし書き及び国税通則法第45条第1項の規定により読み替えて適用する同法第34条第1項の規定により、NACCSによる関税等の納付が現在も可能となっております。納付受託者がNACCSを利用した関税等の納付ができるように、今後、規定面及びシステム面の整備を行う予定です。</p>
<p>公告期間の延長や入札資格の拡大によって入札参加者の拡大ができますか。</p>	<p>NACCS利用の環境が整うまでは公告期間を長くすることで、我々が把握しきれていない業者が競争に参加してくれることを期待しています。</p>
<p>高落札率のことですが、通常は予定価格を知っている場合にそのような現象が生じると思われますが、このような疑義が生ずることを回避するための具体的方法は考えておられますか。</p>	<p>価格競争上の牽制作作用による入札額の引き下げを期待するためにも、入札参加者の呼び込みに努めたいと思います。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】</p> <p>契約件名：インターネット上でのクレジットカードによる入国旅客等の携帯品等に係る関税等の納付受託業務の委託</p> <p>契約相手方：株式会社エフレジ (法人番号5130001024030)</p> <p>契約金額：363,000円</p> <p>契約締結日：令和3年6月18日</p> <p>担当部局：東京税關</p>	
<p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本邦に入国する旅客乗組員等から徴収を行う場合の納税について、キャッシュレス納付に対応できるよう、インターネット上でのクレジットカードによる関税等の納付受託業務を委託するものです。</p>
<p>1者応札となった要因について</p>	<p>本件は入札参加資格として、財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「B」、「C」及び「D」で入札公告を行ったが、他に応札に関し興味を示した事業者が軒並み入札参加資格「A」であったため、本入札に参加することが出来ず、結果として1者応札となったものです。</p>
<p>低落札率となった要因</p>	<p>予定価格については、2者から参考見積りを徵したうえで、当該2者の見積金額を比較検討し、安価な価格を参考に積算しました。低落札率となったのは、通常以上の価格競争が行われたことが要因と考えられます。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>入札金額と予定価格の金額の差が余りにも大きいのですが、参考積算を行う際に、当該業者は、積算における費目や単価について、どのような情報提供・説明をしていたのでしょうか。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>見積もりにつきましては、初期費用と役務費用に分かれております。</p> <p>初期費用には納付用WEB画面の構築費用や、各クレジットカード会社との連携システム準備費用、収納業務の準備費用などが項目として挙げられておりました。</p>
<p>予定価格の積算方法等を含めて、低落札について改善の必要があると考えていますか。</p>	<p>実績の無い調達であり、また、積算にあたっての標準資料もないことから、2者から参考見積を徵して予定価格を作成しました。</p> <p>業者に参考見積を依頼する根底は、契約準備段階における信義則上の情報提供であるところ、適正な</p>

意見・質問	回答
<p>落札者が競合他社を意識した結果、非常に低い落札率となったとのことであります。落札業者の業務執行能力や、今回の入札結果が次年度以降の業務委託先選定に影響ありませんか。</p>	<p>価格を形成する観点から信頼性のある参考見積を提供してもらっているとの認識であり、ここまで乖離があったことは当方としても驚いているところであります。</p> <p>今後も同類の調達が予想されますが、適正価格を自ら判断できるように、実績をノウハウとして蓄積していく必要があると思っています。</p> <p>予定価格が一定以上の案件については、調査基準価格を設定する場合もあります。調査基準価格を設定した場合、最低価格を入札した以外の者が契約者になることもあり得るため、低入札価格調査は、会計法上の例外的扱いとなっています。</p> <p>本件については、予定価格が一定以下の場合であったため、低入札価格調査案件に該当せず、入札参加者としての要件を満たしていることから、執行能力については問題ないと認識でおります。</p>
<p>運用としては、納税者が決済用QRコードを読み取り、クレジットカード情報を入力した段階で、決済情報が納付受託者に送信され、納付受託業者が受託完了通知を行った段階で、決済完了を確認した税関が輸入許可を出すこと。</p> <p>税関が輸入許可を出す時点では、日本銀行に税金が納付されていませんが、仮に、日本銀行に納付前に受託業者が倒産した場合はどうなりますか。</p>	<p>その場合、納付受託者に対して、納付保証通知、納付催告及び滞納処分を行い、納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合は、納税者に対して滞納処分を行い徴収することになります。（関税法第9条の7・国税通則法第34条の5）</p>
<p>「スマホ決済アプリによる入国旅客等に係る関税等の納付受託者業務の委託」と異なり、職員の習熟訓練が予定されていますが、本案件に限って習熟訓練が必要な理由は何ですか。それはどのような訓練でしょうか。</p> <p>納税告知書等にはQRコードが入っているようですが、それは、納付受託者が作成するのでしょうか。</p> <p>参加等級を拡大したほうが、入札参加者が多くなるように思いますが、いかがでしょうか？</p>	<p>スマホ決済アプリによる納付では旅客等が操作する画面は一般の市中店での決済の場合と同じであるため、職員負担がそれほど重くないと考えました。</p> <p>一方、クレジットカードによる納付では、旅客等が決済時に操作する画面が独自に用意するものであるため、職員が適切に案内するためにも習熟訓練が必要と考えました。</p> <p>習熟訓練の概要は、税関におけるQRコードの作成から決済までの一連の流れを現場職員がシミュレーションし、体験できるものを考えています。</p> <p>「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和2年10月2日閣議決定）において、「同一資格等級区分内の者による競争の確保」が要請されており、等級を拡大するには慎重にならなければなら</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
	<p>ない背景があり、今回は厳格に入札参加等級を扱った結果となります。</p> <p>今回の入札において、競争に加わる者が少数であったという事実が確認できたことから、その実績をもって等級拡大の検討も行いたいと思います。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：A I-X線画像識別機器に係る調達 契約相手方：日本電気株式会社 (法人番号7010401022916)</p> <p>契約金額：320,100,000円</p> <p>契約締結日：令和3年6月29日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>税関では、様々な輸出入貨物の検査に際しX線検査装置を活用しており、関税局及び関税中央分析所において、当該装置から取得した画像を人工知能による機械学習により認識、識別させること等を目的として委託研究を実施してきました。この委託研究においては、日本電気株式会社（以下「NEC社」という。）の参画のもと、実際に税関のX線検査装置に取り付けるなどして実証実験を進めつつ、X線検査装置の画像出力をトリガーとして動作する税関仕様ソフトウェア及び学習モデルが作成されました。</p> <p>本件契約は、前記の税関仕様ソフトウェア及び学習モデルを動作させるためのハードウェア、ソフトウェア及び保守を調達し、職員に対する検査の支援機能として当関に設置されているX線検査装置へ実装するものになります。</p> <p>1者応札となった要因として、使用するソフトウェアのひとつがNEC社製に限定されていたことが挙げられます。</p> <p>本件契約は、政府調達案件であり、かつ予定価格が80万SDRを超えると見込まれる案件であったことから、入札に先立って意見招請手続きを実施しました。その結果、4者から意見が提出され、そのうち2者から、調達内容のひとつであるソフトウェアのうち、機械学習ソフトについて「日本電気株式会社製 RAPID機械学習 画像解析 for Windows Ver2.3 SP1」の使用を要件としているところ、当該ソフトについては製品固定せずに各落札業者が選定できる</p>

意見・質問	回答
高落札率となった要因について	<p>形にしてほしいといった意見が挙げられました。</p> <p>しかしながら、前述のとおり関税中央分析所による委託研究は、NEC社製の機械学習ソフトを用いて研究が進められてきた経緯があり、実際のX線検査装置に実装して運用するにあたっては、当該委託研究において作成した税関仕様ソフトウェアと学習モデルを動作させるためには同社製の機械学習ソフトが必須であることから、意見招請後の最終的な仕様決定の際ににおいても、同社製の機械学習ソフトを使用するという要件は維持することとしたものです。</p> <p>本件入札に際しては、入札説明に参加した者が複数いたものの、最終的な応札者は1者となりました。応札を行わなかった者に対し、その理由について聴取したところ、本音を言えば自社の機械学習ソフトあるいは自社で選んだ機械学習ソフトを使用したいところだが、NEC社製の機械学習ソフトを購入して入札参加するという選択肢も排除せず、入札参加の可能性を探っていたものの、どうしても自社開発したソフトを使用する者の優位性が大きいであろうとの判断から、入札参加を断念したとのことでした。さらに、研究過程からNEC社が参画していることも、ノウハウの蓄積といった観点から他の者の入札参加の動機付けを弱める要因になったと考えられます。結果として、入札に参加したのは本件契約者のみとなり、1者応札となったものになります。</p> <p>今後は仕様内容について修正が可能な点がないか十分に検討しつつ柔軟に見直しを行うとともに、事前に情報収集を一層積極的かつ工夫を図りながら行ったうえで、可能な限り多くの者に入札参加の声掛けを行うことにより、競争性の向上に努めてまいります。</p> <p>本件の予定価格は、入札説明に参加した4者に対し、仕様を明示したうえで参考見積の提出を依頼す</p>

意見・質問	回答
<p>機械学習ソフトの委託研究先業者が入札に優位になるのは理解できます。こういった分野の技術革新は凄まじいものと思いますが、保守業務が4年(48か月)は適切ですか。短期保守契約の更新によって、新技術や新しいハード・ソフトウェアへの更新がやり易くなりませんか。</p> <p>仕様書においてインストールが義務づけられている税関仕様ソフトウェア及び学習モデルソフトは、委託研究の際の成果物として税関が取得し、保有しているソフトウェアなのでしょうか。</p> <p>今回を振り返ったとき、特定業者以外からの入札可能性を高める観点からみて、仕様内容について修正が可能な点はあったのでしょうか。また、今後の事前の情報収集において、工夫を図ることができる点は何か考えられますか。</p> <p>入札説明書によると、機械学習ソフトは、N E</p>	<p>るとともに、メーカーのカタログ価格とも比較し、より安価であった方の価格に基づき算出を行いました。参考見積については、前述のとおり複数の業者に提出を依頼したものの、入札に参加した1者のみからの提出にとどまったところ、当該入札参加者であるN E C社にあっては、前述のとおり機械学習ソフトが指定されており、他に競争相手が乏しいであろうとの推定が働いたことから当初見積額から大幅な値引きが行われなかったことが、予定価格と契約金額の差が僅少となった要因と考えられます。</p> <p>今後は、引き続き複数業者からの参考見積の微取に努め、適正な予定価格の積算を行うことで、競争性の向上に努めます。</p> <p>《回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>今回の調達内容のうち、サーバやファクトリーコンピュータなどは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき耐用年数が5年とされていることから、原則としてその期間は機器を使用し続けることになります。保守契約もそれに連動する形となることから、単年度ではなく、5カ年国債を組んだものになります。技術革新に伴う陳腐化を理由に早期に更新することも考えられますが、A I導入によって得られる成果の検証や更新に係るコスト等を踏まえると、本件にて調達した機器については耐用年数経過まで使用することを想定しています。</p> <p>《担当部局からの回答》</p> <p>仕様書においてインストールが義務づけられている税関仕様ソフトウェア及び学習モデルソフトは、委託研究の際の成果物として税関が取得し、保有しているソフトウェアとなります。</p> <p>特定のソフトウェアの使用を必須要件としている以上、修正が可能な点を見つけ出すことは、困難と言わざるを得ません。今後の事前の情報収集においては、今回のように特定のソフトウェアを使用するような場合でも、ソフトウェア以外の点でコスト低減できる余地がないか等、より多くの業者に対し積極的にヒアリングを行っていくことが考えられます。</p> <p>N E C社製機械学習ソフトは、委託研究において</p>

意見・質問	回答
<p>C社製RAPID機械学習 画像解析・・と指定されているため、入札者はこれを購入してインストールしなければならないことが1者入札の理由の一つであるとされています。意見招請手続きでは、NEC以外の機械学習ソフトを使いたいとの意見が出ていたとのことですが、NECのソフトは、委託研究で開発された税関仕様ソフトウェア及び学習モデルソフトを動作させるために必要不可欠なソフトなのでしょうか。仮に必要不可欠であるとすると、意見招請手続きで他社製の機械学習ソフトを使わせて欲しいとの意見が出たのは何故でしょうか。</p>	<p>作成した税関仕様ソフトウェアと学習モデルを作動させるために必要不可欠なソフトウェアです。</p> <p>意見招請手続きで他社製の機械学習ソフトを使わせて欲しいとの意見が出た背景としては、仕様書において、委託研究の過程でどういった機械学習ソフトを使用したのか、また、本件契約にあたってはどのような機械学習ソフトを使用するのか明記されていなかったことが原因と考えられます。よって、入札公告に際しては意見招請で提出された意見を踏まえ、仕様書の当該部分については、使用するべき機械学習ソフトを明記しました。</p>
<p>仕様書では、「X線検査装置」を別途調達するとされていますが、別途、入札は実施されたのでしょうか。落札者はやはりNECでしょうか。</p>	<p>「X線検査装置の改造」については、公募随契により、本件契約相手方とは異なるX線検査装置の納入業者と契約締結しました。当該装置は平成31年度に調達・配備されたものであり、特注で作られたことから、受注者以外に履行可能な者がいないことが予想されたため、公募を実施したものです。</p>
<p>見積依頼をした3者から回答がなかったとのことです、その理由は何でしょうか。見積依頼に対しても回答をするかしないかは業者の判断に任せていると思いますが、見積依頼の回答を得るために実行している具体的な施策はありますか。</p>	<p>3者とも入札参加しない場合は参考見積も出せないとの姿勢でした。見積依頼の回答を得るために実行している施策としては、調達内容の一部だけでも見積提出できないか交渉することができます。本件についても同様に交渉したもの、いずれの者からも回答は得られませんでした。</p>
<p>本件に限らず、本件のような委託研究を受託した者は、当該研究にかかるソフトウェアに関連するソフトウェアや機器の調達、保守等の契約においても優位に立てることになり、競争が阻害されるように思われますが、この問題に関する解決策について、現時点で何か具体的なものがあればご教示ください。</p>	<p>特定のソフトウェアの使用を必須要件としている以上、解決策を見つけ出すことは、困難と言わざるを得ません。今後の事前の情報収集においては、今回のように特定のソフトウェアを使用するような場合でも、ソフトウェア以外の点でコスト低減できる余地がないか等、より多くの業者に対し積極的にヒアリングを行っていくことが考えられます。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：高速液体クロマトグラフ／タンデム質量分析計の保守契約</p> <p>契約相手方：西川計測株式会社 (法人番号1010401021428)</p> <p>契約金額：3,696,000円</p> <p>契約締結日：令和3年5月24日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>高速液体クロマトグラフ／タンデム質量分析計については、当関業務部分析部門において、薬物の分析及び鑑定等に使用していますが、補修部品の多くは高価なものであり、入札案件となる場合が多く、故障発生から修繕まで数週間から数か月程度の日数を要し、その間、当該機器を使用した分析及び鑑定業務が行えないことから、保守契約を締結することで、故障発生した場合の速やかな修繕対応や部品交換等が可能となり、分析業務が出来ない期間の短縮を図るものです。</p> <p>本件の入札参加資格は、その予定価格から本来「C」等級の資格を要するところ、競争性確保の観点から財務省が定める事務取扱要領に基づき、1級下位の「D」等級の者を参加させることとして、令和3年5月10日に一般競争入札を行ったものですが、応札者がなく不調となったことから、さらに2級上位の「A」及び「B」等級を追加し、令和3年5月21日に2回目の一般競争入札を行い、その結果、応札が1者のみであったことから、同者を落札者とし契約締結したものです。</p> <p>本件については、1回目の入札時から国内メーカーや販売代理店に対し入札参加の声掛けを行っていたものの、自社製品あるいは自社が販売した機器でなければ参加は困難という回答が多く、入札参加に対しては慎重な姿勢がありました。</p> <p>また、精密機器である分析機器の点検等には一定の技能を有する技術員や設備も必要なことから、業者側の請負体制の能力的にも、現在自社が請け負っている業務に加えて、新規に点検業務を請け負うことに対する動機づけが弱かったことも1者応札と</p>

意見・質問	回答
高落札率となった要因	<p>なった要因と考えられます。</p> <p>本件の予定価格については、入札参加等級にかかわらず履行可能な2者から見積書を徴したうえで、より安価であった方の価格に基づき算出を行いました。高落札率となった点については、その安価であった方の見積書の提出者が本件契約者となったことが要因と考えられますが、上述のとおり自社製品あるいは自社が販売した機器でなければ参加は困難であることから、そうした場合は入札参加に対する動機付けも弱く、値引きの余地がほとんど無かったものと思料されます。ただ、見積書を徴したもう一方の者との価格差については極端に乖離しているわけではないことからも、当該予定価格については市場価格を適切に反映したものであると考えられます。予定価格の算出にあたっては、市場価格を適切に反映させるよう、今後も引き続き複数者からの見積書の徴取に努めてまいります。</p>
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>入札参加者はクロマトグラフ・タンデム質量分析計の機器の取扱販売業者のようですが、機器の製造業者は保守業務の入札に参加しないのでしょうか。</p>	<p>本件に係る製造業者は、入札には参加しませんでした。分析機器という特殊な機器については、購入後のきめ細かいサポートが大事になる一方で、そうした業務までメーカーが対応するのは困難であることから、販売代理店が保守業務を行うケースが多いようです。本件に係る分析機器のメーカーにおいても、保守業務は対応しない方針とのことでした。</p>
<p>予定価格調書の資料には総額のみが記載されていますが、積算にあたっては、総額の根拠となる内訳について、どのような検討・市場価格調査が行われたのでしょうか。</p>	<p>2者から参考見積書を取得したうえで積算しましたが、内訳についてはいずれの者も記載がありませんでした。総額をもって市場価格調査としたわけですが、今後は項目ごとに比較検討を進めたうえで予定価格を算出していきたいと考えます。</p>
<p>保守契約を締結している場合と締結していない場合とで、修理の期間がどの程度短縮されるのでしょうか。高額な修理部品の場合であっても、保守契約を締結していれば入札する必要はないのでしょうか。</p> <p>保守契約を締結している方が、故障が減少するということがあり得るのでしょうか。</p>	<p>修理費用が100万円を超えることが見込まれる場合、入札や公募手続が必要となり、機器の不具合発生から原因究明に係る時間、部内決裁に要する時間、さらに10日間以上の公告期間を踏まえると、最短でも1ヶ月程度要することが見込まれます。不具合の内容によって復旧までの期間は異なりますが、本件契約を締結することにより、部内手続に係る期間</p>

意見・質問	回答
<p>保守内容は、年1回の定期点検と随時の修理作業ですが、契約金額の支払いは後払いとなっていうようです。そうすると、契約金額は、契約終了後に支払われるということでしょうか。</p> <p>仕様書によると、契約金額には修理時の基本料金、技術作業料、技術者派遣費、修理用交換部品を含み、消耗品を含まないとされています。故障した部品が高額部品の場合はどうするのでしょうか。</p>	<p>と公告期間に要する期間は短縮されるものと考えます。本件契約は、修理部品代も全て含めた「フルメンテナンス」となりますので、高額な修理部品がある場合でも契約金額に含まれるので、別途の入札手続は不要となります。なお、修理部品代を別途支払う形での「一部フルメンテナンス」という方法もありますが、金額によっては入札となることから、休止期間の短縮という趣旨に合致せず、また過去の実績から修理費用が高額となるケースがしばしば発生していることから、本契約については「フルメンテナンス」とすべきと判断したものです。</p> <p>分析機器については、パーツによって負荷のかかり具合や劣化の度合いが異なるものであることから、保守契約を締結することによって故障が減少するかどうかについては未知数です。</p> <p>契約金額は、契約終了後に支払うこととなります。</p> <p>本件契約は、修理部品代も全て含めた「フルメンテナンス」となるので、高額な修理部品がある場合でも契約金額に含まれます。</p>